

代 表 者 殿

中小企業庁長官

下請事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請事業者の利益保護を図るため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を公正取引委員会と協力して運用しています。このたび、下請法第9条第2項の規定に基づき、貴社と下請事業者との取引に関する調査を実施することとなりましたので、下記の要領により、当庁まで報告してください（貴社が下請取引を行っていない場合、事業活動を終了している場合又は資本金〔又は出資の総額。以下同じ。〕が1000万円以下である場合は、その旨を報告してください。）。

なお、報告いただいた内容については、下請法に基づく調査の目的以外には一切使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。）。

記

1 提 出 物 : 「回答用紙」及び「下請事業者名簿」

注1 貴社が下請取引を行っていない場合は、回答用紙のみ御提出ください。

注2 設問の本冊子は返送していただく必要はございません。

2 提 出 期 限 : 令和元年7月12日（金）（※この日までに投函してください。）**3 提 出 方 法 : オンライン回答が可能となりましたので、以下からご回答願います。**

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/sitauke/torihiki-chosa>

また、郵送の場合は、同封の返信用封筒を御利用ください。

4 注 意 事 項

回答作成担当者は、「本冊子」、「回答用紙」及び「下請事業者名簿」の写しを2年間保存してください（回答内容について、中小企業庁の職員が照会したり、実際に貴社の事業所に赴いて調査・確認させていただく場合があります。）。

5 問い合わせ先 : 下請取引調査事務局（コールセンター）

電話番号 : 03-5539-0360

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く）

9:30～12:00 13:00～17:30

今回の調査について中小企業庁ホームページに掲載しております。

【トップページ】→【新着情報】又は【過去の新着情報】→【令和元年度下請事業者との取引に関する調査について】(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/190607ShitaukeSearch.htm>)

※なお、中小企業庁では、来年度からオンライン回答方式の全面的な導入を検討しております。

I 調査の対象

平成30年6月1日から令和元年5月31日までの間に貴社が行った下請取引について、報告してください。下請法の適用を受ける下請取引を行っているか否かについては、次の「第1 取引の内容」及び「第2 取引当事者の資本金の区分」により確認してください。

第1 取引の内容

下請法が適用される「取引の内容」は、以下の枠内に記載されている「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の4種類です。

貴社の取引の内容が次の4種類のいずれかに該当するか否かを確認してください。

- ◆いずれかに該当する ⇒ 次ページの「第2 取引当事者の資本金の区分」に進んでください。
- ◆いずれにも該当しない⇒ 「回答用紙」の「第1 貴社の概要」のみ記入し、御提出ください。

製造委託

物品の販売又は製造を行う事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者が物品の製造（加工も含みます。以下同じ。）を委託することです。物品には、その半製品、部品、附属品、原材料のほか、**これらの製造に用いる金型**も含まれます。

自ら使用・消費する物品の製造を行っている事業者が、その製造を他の事業者へ委託することにも該当します。

- 【例】・小売業者が、自社の**プライベート・ブランド商品**の製造を他の事業者へ委託する場合
・自動車メーカーが、自社製造する自動車の部品の製造を他の事業者へ委託する場合

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理の全部又は一部を他の事業者へ委託することです。自ら使用する物品を自社で修理している事業者が、その修理の一部を他の事業者へ委託することにも該当します。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供（販売、使用許諾等）や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成の全部又は一部を委託することです。

自ら使用する情報成果物の作成を行っている事業者が、その作成の全部又は一部を他の事業者へ委託することにも該当します。

【情報成果物の例】

- ①プログラム（ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラムほか）
- ②映像や音声、音響等から構成されるもの（テレビ番組、映画、アニメーションそのもののほか、これらの一部を構成する音声、音響、原画等も含みます。）
- ③文字、図形、記号等から構成されるもの（設計図、各種デザイン、雑誌広告、報告書ほか）

役務提供委託

運送やビルメンテナンス等、各種サービスの提供を請け負う事業者が、**請け負ったサービスの全部又は一部を他の事業者へ再委託**することです。

【例】・運送業者が、荷主から委託された荷物の配送を他の事業者へ委託した場合

※ 自ら利用する役務を他の事業者へ委託することは役務提供委託には該当しません。

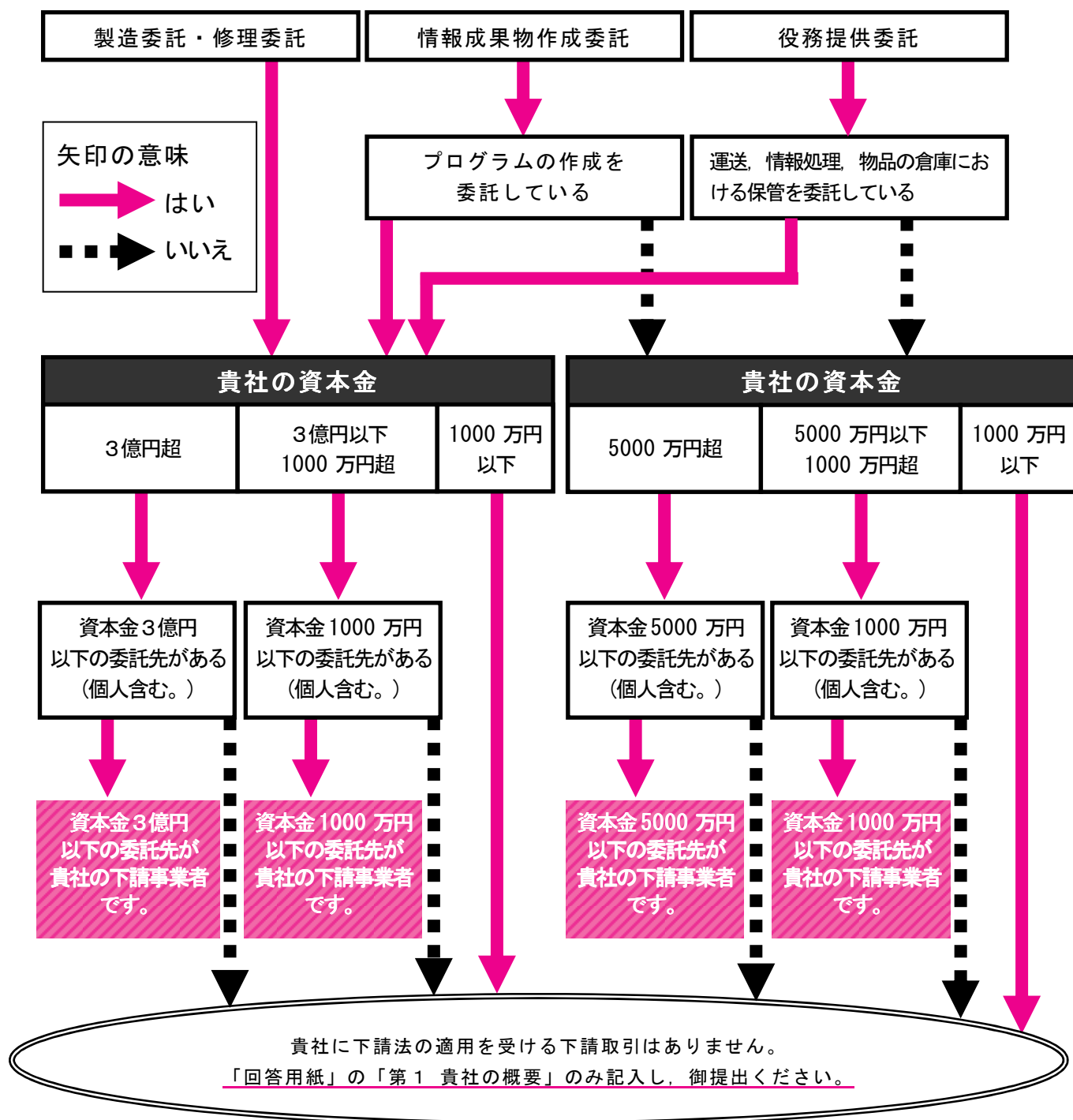
例えば、「自社ビルの清掃」、「自社の警備」、「自社が荷主の運送」などを他の事業者へ委託する場合は該当しません。

【注】 建設工事に係る下請取引（建設工事そのものを委託する場合）には、下請法は適用されず、建設業法の規定が適用されるため、本調査の対象ではございません。しかし、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者へ委託することは、製造委託に該当します。また、業として提供する建築物の設計や内装設計を他の事業者へ委託することは、情報成果物作成委託に該当します。これらは本調査の対象です。

第2 取引当事者の資本金の区分

貴社が「第1 取引の内容」において、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」又は「役務提供委託」の4種類のいずれかに該当する取引を行っている場合は、該当する取引について、下図により、下請法の適用を受ける下請事業者の有無を確認してください。

※ 赤い網掛の箇所に到達した場合、当該箇所に記載してある資本金の範囲の取引先が貴社の取引先のうち下請法の適用を受ける下請事業者となり、貴社は下請法の適用を受ける親事業者となりますので、5ページ以降の設問に回答してください。



※ 資本金の「超」はその金額を含まず、「以下」はその金額を含みます。

【例】・「資本金が3億円超」⇒ 資本金額3億円ちょうどを含まない。

・「資本金が3億円以下」⇒ 資本金額3億円ちょうどを含む。

Ⅱ 下請事業者との取引に関する調査票

- 1 回答は、同封の「回答用紙」又はウェブサイト掲載の「回答用紙」に記入し、オンラインで回答するか「回答用紙」を返信用封筒を用いて提出してください。

オンライン回答はこちらから <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/sitauke/torihiki-chosa>

- 2 この調査は、下請法第9条第2項の規定に基づいて貴社に報告を求めるものであり、貴社が下請法の適用を受ける親事業者に該当するにもかかわらず報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、下請法第11条、第12条の規定により**50万円以下の罰金**に処せられることがあります。
- 3 貴社が調査対象期間（平成30年6月から令和元年5月まで）に発注した下請取引の状況について、次ページ以降の各設問に回答してください。選択肢の中から回答を選ぶ際、「回答用紙」の該当する選択肢の「○」を選択してください。本設問においては、下請法を遵守するためのキーワードに下線を付して表記していますので、貴社の自己チェック用としても御活用ください。
- 4 複数の事業所で下請取引が行われた場合には、事業所毎に「回答用紙」に概要を記載してください。それぞれに整理番号（「回答用紙」の左上欄の整理番号）を記載してください。整理番号10桁のうち末尾2桁については、本社を「01」として、その他事業所は「02」から重複しない番号を付してください。

（例）	〇〇株式会社	本社	〇〇-〇〇〇〇〇〇-01
	〇〇株式会社	東北支社	〇〇-〇〇〇〇〇〇-02
	〇〇株式会社	中部支社	〇〇-〇〇〇〇〇〇-03

Ⅲ 下請事業者名簿の作成について

- 1 貴社が下請法の適用を受ける下請取引を行っている場合（「回答用紙」の「下請取引の有無」で「有」に該当した場合）、調査対象期間（平成30年6月から令和元年5月まで）の貴社との取引のある下請事業者を事業所ごとに作成（「下請事業者名簿」）し、提出してください。「整理番号」欄には、「回答用紙」表面の右下に記入した整理番号を記載してください。

ただし、「下請事業者名簿（様式）」と同様の内容が記載されていれば、既存の名簿等を利用していただいても構いません。

- 2 「下請事業者名」「郵便番号」「所在地」欄には、作成日時点の情報を正確に記入してください。（会社名、住所等に変更がないか再確認をお願いします。）
- 3 「資本金」欄は、必ず記入してください。下請事業者が個人であり、資本金にあたるものがない場合、「個人」と記入してください。なお、正確な資本金が不明の場合は概数でも構いませんが、下請法の適用を受ける資本金区分に当たることを確認してください。
- 4 建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の事業者に委託することは下請法の対象にはならないため記入は不要です。
- 5 広く一般に市販されている規格品、標準品をメーカーや卸売事業者から仕入れてそのまま小売販売するような取引は下請取引に該当しないため記入は不要です。

設問 1

下請事業者に対する発注方法について



親事業者は、下請事業者への発注に際して、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項を全て記載した書面（注文書、契約書等の発注書面。電子メール等の電磁的記録によるものも含みます。）を直ちに交付する義務があります。

取引条件について支払方法等の基本的事項が一定期間共通である場合には、これらの事項を記載した書面をあらかじめ交付しておけば、必ずしも個々の発注書面にこれらの事項全てを記載する必要はありません。ただし、この場合、個々の発注書面に、基本的事項を記載して交付した書面との関連性（ひも付けていること）を記載する必要があります（発注書面に記載する関連性の例：「支払方法、支払条件等は、平成●●年●●月●●日付け『支払方法等について』によります。」）。

必要記載事項を記載した書面を交付しなかったときは、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります（下請法第10条第1号、第12条）。

ア 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託、役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかったことがある
（又は受領（提供）後に交付したことがある）
- ③ 交付していない ⇒③の場合、設問2へ

イ 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取り引条件を記載した書面（契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。）を交付（又は締結）している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
（又は記載しなかったことがある）
- ③ 左記のような事例はない

ウ 下請事業者に交付した発注書面（イの「あらかじめ別に取り引条件を記載した書面」、後記オの「その内容が確定した後に交付している当該内容を記載した書面」を含みます。）には、右記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。〔該当するもの全てを選択〕

- ① 自社及び下請事業者の名称
（番号、記号等による記載も可）
- ② 発注年月日
- ③ 発注内容
- ④ 受領する日（役務の場合、提供される日又は期間）
- ⑤ 受領する場所（役務の場合、提供される場所）
- ⑥ 受入検査を行う場合は、検査完了期日
- ⑦ 下請代金の額（単価、算定方法）
- ⑧ 支払期日
- ⑨ 支払方法
（手形払の場合は手形の満期等、ファクタリング等の一括決済方式の場合は金融機関名等、電子記録債権の場合はその満期日等）

エ ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時まで定めることができないものがあつたため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
（又は記載しなかったことがある）
- ③ 左記のような事例はない ⇒③の場合、設問2へ

オ ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時まで定めることができないものがあつたため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかった
（又は交付しなかったことがある）

設問 2

下請取引に関する書類等の保存について

親事業者は、下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年間保存する義務があります。

△ 下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年間保存しなかった場合は、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります（下請法第10条第2号、第12条）。

ア 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。

- ① 保存している
- ② 保存していない
(又は保存していない場合がある)

設問 3

下請代金の支払について

△ 親事業者は、下請事業者の給付内容について受入検査を行うか否かを問わず、給付を受領した日（役務提供委託の場合は下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定めた支払期日までに、下請代金を全額支払う必要があります。

公正取引委員会及び中小企業庁は、平成28年12月14日、下請代金の支払について、以下のような取組を進めることを関係事業者団体及び親事業者に対して要請しました。

- ① 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
 - ② 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
 - ③ 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするよう努めること。
- 詳しくは、「https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_2.html」を御覧ください。

ア 貴社の下請代金の支払方法はどのような方法ですか。〔該当するもの全てを選択してください。手形払の場合、交付した手形のうち最も長い手形期間も記入してください〕

- ① 現金払（金融機関振込みを含む）
- ② 手形払
(交付した手形のうち最も長い手形期間 日)
※ 「手形期間」は、手形交付日の翌日から手形満期日までの日数を記入してください。1 か月は 30 日とみなして計算してください。
- ③ その他（一括決済方式、電子記録債権等）

イ アで「② 手形払」を選択した場合、手形払を現金払に変更する予定や手形サイトを短縮する予定はありますか。

- ① 現金払に変更する予定である
- ② 現金払に変更しないが手形サイトを短縮する予定である
(手形期間を何日に短縮する予定か記入してください。)
- ③ 現金払への変更及び手形サイト短縮の予定はない
- ④ 手形払はない

ウ 貴社の下請代金の支払制度は締切制度（例：毎月末日締切、翌月末日支払）を採用していますか。

- ① 採用している
- ② 採用していない

エ 貴社の下請代金の支払制度で締切制度を採用している場合、締切日をどのような基準で設定して下請代金を支払っていますか。〔該当するもの全てを選択〕

- ① 締切日までに受領した（提供された）ものについて締切日を基準に支払っている
- ② 受入検査に合格したものについて受領（提供）日を基準に支払っている
- ③ 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている
- ④ 受領した商品が販売された時点を基準に支払っている
- ⑤ 請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っており、請求書の提出が遅れた場合は翌締切日までに受け付けたものとして支払っている
- ⑥ その他（具体的に： ）

オ 貴社の下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。 ※ 締切制度を採用している場合は、締切後支払日までの日数を記入してください。 締切制度を採用していない場合は、給付の受領日又は役務の提供日から支払日までの日数を記入してください。	① 締切制度を採用している場合（締切後 _____日） ※ 締切日の翌日から支払日まで（支払日を含みます）の日数を記入してください。1 か月は30日とみなして計算してください。 〔例〕毎月末日締切、翌々月末日支払の場合は「60日」 ② 締切制度を採用していない場合 （給付の受領日又は役務の提供日から _____日支払） ※ 受領日・提供日を含め、支払日まで（支払日を含みます）の日数を記入してください。
カ 下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。また、給付の受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。	① 受入検査を行っており、検査に要した最長期間は、〇〇日間である（※即日検査完了の場合は0日間と記入してください。） ② 受入検査を行っていない
キ 貴社の支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。〔該当するもの全てを選択〕 ※ 下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、<u>順延日数が2日以内である場合は、②には該当しません。</u>	① 支払日より後に支払ったことはない ② 支払日が金融機関の休業日だったため（※） ③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため ④ 自社の事務処理が遅れたため ⑤ 自社の受入検査に時間を要したため ⑥ 手形払から現金払に変更したため、従来の手形満期日に現金で支払っている ⑦ その他（具体的に： _____）

設問4 下請代金の額の決定について

△ 親事業者が、<u>下請事業者の給付内容と同種・類似の給付に対して通常支払われる対価と比べて、著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止</u>されています。	
ア 下請事業者との間で、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定（改定を含みます。）しましたか。〔該当するもの全てを選択〕	① 下請事業者から提出を受けた見積書を基に決定した ② 自社の予算単価を基準にして一方的に決定した ③ 一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として一方的に決定した ④ 下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた ⑤ 知的財産権を譲渡させることとし、その対価が下請代金に含まれているものの、当該知的財産権の対価について一方的に通常対価を大幅に下回る価格に決定した ⑥ その他（具体的に： _____）
イ 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。	① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない
ウ 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。	① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない

エ 下請事業者に継続して発注していたものについて、下請事業者からコスト上昇等を理由として、下請代金の額（又は単価）の引上げを求められたことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。	① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない
オ 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。	① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない
カ 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。	① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない

設問5 下請代金の減額について

△ 下請事業者には責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していても、親事業者が発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、発注後いつの時点であっても、下請事業者には責任がない場合には、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

ア 下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか（後記イ又はウに該当する場合を除く。）。	① ある ② ない
イ 支払方法が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。	① ある（手形期間____日、減額率____％、貴社の短期調達金利____％〔調達金利の年率〕） ② ない ③ 左記のような事例はない
ウ 支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。	① ある ② ない ③ 左記のような事例はない ※ 貴社が負担する実費を超えた振込手数料を差し引いていた場合には、書面の合意があっても「①」を選択してください。
エ 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。	① ある ② ない ③ 左記のような事例はない

設問 6

経済上の利益の提供要請について



親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。	① ある ② ない
イ 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。	① 無償で受けたことがある ② 有償で受けたことがある ③ 受けたことがない
ウ 下請事業者に対して、知的財産権や発注内容にない設計図等（金型の設計図面を含みます。）の無償譲渡など、経済上の利益の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。	① ある ② ない
エ 下請事業者に対して、知的財産権の発生する委託を行い、作成の目的たる使用の範囲を超えて、知的財産権の譲渡・利用許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。	① 支払った ② 支払っていない （又は支払わなかったことがある） ③ 左記のような事例はない ⇒③の場合、設問7へ
オ また、その場合、発注書面に知的財産権の譲渡・利用許諾に関する記載をしましたか。	① 記載した ② 記載しなかった （又は記載しなかったことがある）

設問 7

物の購入要請・サービスの利用要請について



下請事業者が発注した給付の内容を維持するため等の正当な理由がある場合を除き、親事業者が自己の指定する物を強制して購入させたり、サービスを強制して利用させたりすることは禁止されています（下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請することも禁止されています。）。

ア 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。	① ある ② ない
--	----------------------------

設問 8

発注内容の変更・やり直しについて



下請事業者には責任がない場合には、親事業者が下請事業者から給付を受領する前（下請事業者が役務を提供する前）に、発注書面に記載した委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせたり、下請事業者から給付を受領した後（下請事業者が役務を提供した後）に、給付に関して追加的な作業を行わせたりすることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付（役務）に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
- ③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない
- ④ 左記のような事例はない

イ 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
- ③ 下請事業者にやり直しの費用が生じたかどうか確認していない
- ④ 左記のような事例はない

※ 貴社と下請事業者との間の取引が役務提供委託のみである場合、設問 9～12 は回答不要です。
設問 13（12 ページ）に進んでください。

設問 9 物品又は情報成果物の受領について

下請事業者に責任がない場合には、親事業者が下請事業者の給付の受領を拒むことは禁止されています。

△ 「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定めた受領日に受け取らないことであり、受領日を延期することや発注を取り消すことにより受け取らない場合も受領を拒むことに含まれます。

ア 下請事業者に責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 10 返品について

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に引き取らせることは禁止されています。

ア 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）がありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 1 1

有償支給原材料等の対価の早期決済について



親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」といいます。）を有償で支給している場合、下請事業者には責任がないのに、当該原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除（相殺）し又は支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に決済したことがありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ 原材料等を有償で支給したことはない

設問 1 2

型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について



金型を製造委託する場合にも、発注書面の交付義務、下請代金の支払遅延の禁止等の下請法の規定が適用されます。

ア 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。

- ① ある
- ② いずれもない ⇒ ②の場合、設問 1 3 へ

イ 金型の製造を委託したことがある場合、当該金型を受領してから 60 日以内に代金の全額を支払いましたか。

※ 下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含みます。

- ① 支払った
- ② 支払っていない
(又は支払わなかったことがある)
- ③ 金型の製造を委託したことはない

ウ 型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがある場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。

- ① 回収した
- ② 回収していない
(又は回収しなかったことがある)
- ③ 型・治具を貸与したことはない
(又は調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない)

エ ウで「② 回収していない（又は回収しなかったことがある）」を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
(又は負担しなかったことがある、一部を負担した)

設問 1 3 報復措置について

△ 親事業者は、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

ア 下請事業者が貴社の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをしたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 1 4 消費税の扱いについて

△ 下請代金の額には、消費税も含まれます。また、消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。

ア 下請代金の額（又は単価）について、消費税率が10%となった後、どのように変更する予定ですか。

※ 本体価格で取引している場合は、税込み価格で回答してください。

- ① 税込み価格を変更しない予定のものがある
- ② 税込み価格を下げる予定のものがある
- ③ 税込み価格を全て引き上げる予定である

イ 下請事業者から、消費税率10%への引上げに際し、税抜き（外税）の額での交渉を求められた場合、どのように対応する予定ですか。

- ① 交渉に応じない予定である
- ② 交渉に応じる予定である

ウ 消費税率が10%となった後、下請代金から消費税相当分の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払う予定がありますか。

- ① ある
- ② ない

エ 下請事業者に対して、消費税率が10%となった後、下請代金の額に消費税相当分（10%）を上乗せする代わりに、協賛金等の金銭又は手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受ける予定がありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 1 5 自由記載について

△ 設問に対する回答の補足等がある場合は、その内容を記載した書面（様式自由）を作成し、「別紙」として回答用紙とともに提出してください。なお、「別紙」を提出する場合は、回答用紙の回答欄の「別紙あり」を塗りつぶしてください（「別紙」がない場合は、設問15に対する回答は不要です。）。